上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付事務取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付要綱（以下、「要綱」という。）を補則することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において「補助対象事業」とは、要綱第４条で規定する基準を満たす事業をいう。

　（補助対象区域）

第３条　要綱第２条(４)イで定める見込みがある区域とは、上越市景観条例（平成１２年上越市条例第２号）第１０条に基づく景観づくり重点区域その他景観に関する法令に基づく地区指定等の指定に係る申請がなされている区域を指す。なお、要綱第２条(４)アの区域は見込みがある区域とみなす。

（要望書の提出）

第４条　補助金の交付を受けようとする人又は団体（以下、「要望者」という。）は、原則として工事を行う前年度の４月１日から５月３１日までの間に上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）要望書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　位置図

⑵　補助対象事業に係る見積書の写し

⑶　資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料

⑷　施工内容が分かる図面等

（要望書の審査）

第５条　市長は、前条の要望書の提出があったときは、内容を審査し、補助対象事業に該当することを確認するものとする。

　（予算要求）

第６条　前条の審査により、補助対象事業に該当するときは、次年度の予算を要求するものとする。

（要望者への回答）

第７条　市長は、予算が議決され、国の交付金が内示されたときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）回答書（別記第２号様式）により、要望者に通知するものとする。

　附　則

　この要領は、令和４年４月１日から実施する。

　附　則

　この要領は、令和５年４月１日から実施する。

別記第１号様式（第４条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）事業要望書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住所

　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　電話番号

　　年度に上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）事業を実施したいので、下記のとおり補助金の要望を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施工場所 | 上越市 |
| 施工内容（□にレ点を記入してください。） | □ 雁木及び雁木下の歩行面□ 雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費（内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　）□ 雁木の除却費（内容：　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 外観（道路に面する部分に限る。）□ 住宅等修景費（内容：　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 建築設備等修景費（内容：　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　）□ 屋根□ 住宅等修景費（内容：　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 施工期間 | 　　　年　　月　　日　から　　　年　　月　　日　まで（予定） |
| 事業費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 （消費税を含む）（うち補助対象経費　　　　　　　円） |
| 補助金要望額(補助対象経費の5/6以内) | 　　　　　　　　　　　　　　　円（1,000円未満の端数切り捨て） |
| 添付書類 | １　位置図２　補助対象事業に係る見積書の写し３　資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料４　施工内容が分かる図面等 |

別記第２号様式（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

上越市長

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）回答書

　　　年　　月　　日付けで要望のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの

とおり内定した

街なみ形成支援）について、下記の　　　　　　　　　　　 　ので通知します。

　　　　 　　　　　　　　　　　　理由により不採択とした

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 内定
 | 施工内容 | □ 雁木及び雁木下の歩行面□ 雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費（内容：　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　）□ 雁木の除却費（内容：　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　）□ 外観（道路に面する部分に限る。）□ 住宅等修景費（内容：　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　）□ 建築設備等修景費（内容：　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　）□ 屋根□ 住宅等修景費（内容：　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　) |
| * 不採択
 | 理由 |  |